

「茨城県食の安全・安心確保アクションプラン」改定（案）の概要について

1 「茨城県食の安全・安心確保アクションプラン」改定の経緯

平成21年10月に茨城県食の安全・安心推進条例が施行され、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「茨城県食の安全・安心確保基本方針（平成21年12月）」を制定し、基本方針の具体的な行動計画として「茨城県食の安全・安心確保アクションプラン」を策定し、事業を推進してきた。

今年度で、計画期間（平成25年度～平成27年度）が終了することから、次年度以降3年間の行動計画を新たに策定することとした。

2 「茨城県食の安全・安心確保アクションプラン」改定（案）の概要

（1）計画期間

平成28年度から平成30年度までの3年間

（2）体系

茨城県食の安全・安心確保基本方針の体系に沿い、生産から消費に至る流れに沿った分かりやすい体系で構成している。（別添）

（3）プラン毎の構成

目標を達成するために講じる施策や事業及び取り組みの現状、課題、施策、施策の効果、指標の設定等を明記している。

（4）新たに追加したプラン（5プラン）

- 食品表示の適正化対策【2プラン】
 - ・食品表示確認試験検査
 - ・食品表示研修会への講師派遣
- 食中毒対策【2プラン】
 - ・食肉の生食対策
 - ・二枚貝が保有する下痢症ウイルスの把握と疫学解析
- 環境保全型農業の普及拡大【1プラン】

（5）整理・統合されるプラン（11プラン）

- 見直しの理由
 - ・他のプランへの整理・統合（重複しているプランがあるため）【2プラン】
 - ・現状、殆ど実施されていないものを整理【4プラン】
 - ・その他【5プラン】

現行プラン（計画期間：H25年度～H27年度）

- 1 生産から消費に至る食の安全・安心の確保 35プラン
- 2 食品に関する正確な情報の提供 19プラン
- 3 県，食品関連事業者及び県民の相互理解・信頼関係の確立 17プラン

新規追加：5プラン

見直し

整理統合等：11プラン

新プラン（計画期間：H28年度～H30年度）

- 1 生産から消費に至る食の安全・安心の確保 35プラン
- 2 食品に関する正確な情報の提供 18プラン
- 3 県，食品関連事業者及び県民の相互理解・信頼関係の確立 12プラン